



大阪市立難波中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和3年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2 本校の基本方針のポイント

- (1) 上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自分自身の行動に責任を持ち、他人を思いやるやさしい心でお互いの人権を尊重し、集団の一員として責任を果たす生徒」を育成するために「大阪市立難波中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。
- (2) 未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。
 - ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組
 - 教職員、生徒の意識改革
 - ② 未然防止・早期発見のための取組
 - ③ 家庭・地域との連携

3 いじめの未然防止についての取組

基本姿勢

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

- (1) 授業改善について
 - ① 習熟度別や分割授業、ICT 機器の活用等を通して「わかる」授業の創造をめざし、「低・中・高」各層の学力を向上させる。
 - ② OJT やトップアシスト事業を活用して、言語活動の充実をポイントに研究授業を実施し、「教師力」向上を図る。
 - ③ 学習習慣の確立に向けてスモールステップのテストや家庭学習の定着を図る。
- (2) 自己有用感を高める取組
 - ① 生徒会活動や各種委員会活動、学級での「一人一役」の係り活動を充実させる。
 - 生徒会が運営する全校集会の実施
 - あいさつ運動やおはよう清掃、図書館開放など各種委員会を計画的に取り組む
 - ② 3年間で系統的に行うキャリア教育を通して職業観を養うとともに、自尊感情を高め、自己の将来について考えさせる。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくり
 - ① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組を進める。

- ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる指導、取組
- ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導
- ④ 情報モラルに関する取組(携帯電話、インターネット)の扱い方

4 いじめの早期発見についての取組

基本姿勢

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) 生徒観察の充実と情報の共有化について、ささいな変化に気づくことができる体制づくり。
- (2) 毎週の主任会で各学年の状況や道徳・人権学習の取り組みの情報交換を行い、未然防止・早期対応に努める。
- (3) 定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談(個人懇談会)の実施
- (4) スクールカウンセラーの活用
- (5) 外部機関との連携
- (6) いじめ相談窓口の周知

5 いじめの早期解決についての取組

基本姿勢

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめ事案を委員会(管理職等)へ報告する体制や、全教職員が団結して問題解決に取り組むために生活指導部による校内研修会を行い情報の共有化・教職員の連携等、共通理解を図る。
- (2) 被害生徒の保護、加害生徒への指導
 - 9 いじめ発見の際の流れ(対応の仕方について)を参考
- (3) 警察などの関係機関との連携
- (4) 家庭・地域との連携
- (5) ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について
 - 大阪府ホームページ 教育・学校・青少年 > 公立小学校・中学校・幼稚園 > 大阪の子どもを守るサイバーネットワーク

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 学校内の組織構成
 - ① 校長、教頭、同和教育主担、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭
 - ② 事案に応じて、関係教職員を加える。
- (2) 役割
 - ① 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ② いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - ③ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

(3) 年間計画

- ① 定期的な教育相談や個人懇談会、いじめに関するアンケートの実施。
- ② いじめの状況を把握
 - 「今週のできごと」(一週間ぶりかえりシート)の活用

(4) 調査等

- ① 生徒対象いじめアンケート調査(学期に1回)
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査(年2回)

(5) 校内研修会

- ① 生徒(生活)指導研修会(8月)

(6) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発、学校協議会への提案、協力体制や委員会、地域諸団体、関連機関への参加要請等。

(7) 取組内容の検証

- ① 運営に関する計画の活用、取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進、再発防止に関する改善に努める。

7 重大事案への対処

- (1) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - (2) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- 等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

8 注意点

- (1) 隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化
- (2) 調査組織の設置や事実関係の明確化
- (3) 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- (4) 教育委員会への報告

9 いじめ発見の際の流れ(対応の仕方について)

(1) 被害者

- ① 生徒の様子を観察し、また生徒との対話等の中で、情報収集に努め、早期発見に努める。
- ② いじめあるいはその疑いを把握したときは、他の生徒にその目的を察知されないように、事実関係の聞き取りをおこなう。(学級担任・学年生指は連携を図る。)
- ③ いじめの事実を把握し、被害生徒もそのことについて打ち明けた場合は、被害生徒のみの証言ではなく、他の生徒からも聞き取りをおこない、客観的事実を把握するように努める。その事実がある程度明らかになった時点で、被害生徒の保護者に聞き取りの内容を伝える。(学級担任・学年主任・学年生活指導部で対応)

(2) 加害者

- ① 加害生徒から聞き取りをする。複数にわたる場合は、部屋を別にしておこなう。(学級担任・学年主任・学年生活指導部・生徒指導主任で対応)
- ② 加害者がいじめの事実を認めた時点で、状況に応じた指導を行った後、保護者にいじめの事実と指導の経

過などを連絡し、保護者に来校を求める。(学級担任・学年教員・学年の生活指導部・生徒指導主事で対応)

- ③ 状況によっては、別室指導をおこない、継続的に指導する。また、複数人関わっている場合はそれぞれ別の部屋に入れる。また、被害生徒の状態によっては加害生徒の出席停止も検討する。(学級担任・学年教員・学年の生活指導部・生徒指導主事・管理職で対応)
- ④ 生徒の様子を見て、教室に戻す判断をする。
- ⑤ 教室に戻す決定がされたら、再度保護者に生徒同伴で来校してもらい、同じ事が繰り返されないよう指導する。(学級担任・学年教員・学年の生活指導部・生徒指導主事で対応)
- ⑥ 関係諸機関との連携を必要に応じておこなう。(生徒指導主事で対応)

学校生活に関する申し合わせ(生活指導部)より 参考

1 指導の目標

- (1) 常に、良識ある社会人を育成するという視点で生徒指導を行なう。
- (2) 生徒理解に基づく生徒指導の徹底を図り、基本的生活態度を身に付けさせる指導を強化する。特に、入学当初にそれを強力に進めて習慣化を図る。
- (3) 人権尊重の精神に立ち一人ひとりを大切にする。

2 指導の重点

- (1) 基本的生活態度(時間・服装・挨拶・言葉遣い)を粘り強く指導する。特に、全教職員が共通理解をし、一貫した指導を行ないながら習慣化を図る。
- (2) あらゆる差別・偏見・いじめをなくし、生徒・地域の実態把握と生徒理解に努め、健全育成を一層強力に進める。
- (3) 生徒会の委員会活動を活発にし、校内外の生活を充実させる。
- (4) 教育相談を充実させ、生徒理解に基づく相談・援助を行なう。
- (5) 学校の教育方針を家庭や地域に広め、お互いに協力して生徒の育成にあたる。
- (6) 関係諸機関との連携を密にする。

3 指導の具体化

- (1) 生活指導は、全教員が全ての教育活動の中で粘り強く行なうもので、生活指導部だけで行なうものではなく、かつ、問題が起きた時だけ行なうものでもない。その指導のもとになるものは生活指導部で計画し、全教職員の共通理解のもと全教職員が指導することを基本とする。
- (2) 生活指導部会を定例化し、情報交換を行なう。校内外の諸問題について検討しその対策や指導にあたる。
- (3) 生活指導の基本は学級指導にある。
 - ① 朝の学活と帰りの学活を大切にする。
 - ② 毎日機会をとらえ、生徒一人ひとりと話をするように心がける。
 - ③ 清掃指導・昼食指導は生徒と担任との心の交流の場である。また、清掃も昼食も責任感を育てる大切な場であるので、最後の点検をしっかり行なうようにする。
 - ④ 教科指導においても、基本的生活態度と学習態度の向上を目標にさせる。
 - ⑤ あらゆる機会をとらえ、正しい行動ができるようにさせる。
- (4) 基本的生活態度を徹底させるために、特に次の点について全教職員で指導にあたる。
 - ① 挨拶
 - ② 授業中の私語・たち歩き等を厳しく注意し、真剣に取り組ませる。
 - ③ 服装・頭髪・靴の区別・時間厳守・生徒手帳の携行等を徹底させる。
 - ④ その他、生活のきまりを守らせる。
- (5) 生徒の委員会活動を活発にさせ、自主的な活動ができるように指導する。
- (6) 校内だけの生活指導にとどまらず、地域や諸機関との連携を深め、協力して指導にあたる。
- (7) 必要に応じ、職員会議・研修会で議論し、全教職員の共通理解を図る。
- (8) 特に、飲酒・喫煙や薬物の乱用に関する事項に関しては、計画的に繰り返し指導する。